

写

環管 - 6 9 5

平成24年9月10日

経済産業省

資源エネルギー庁長官 高原 一郎 様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称) 北能代風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について

風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱第3の7の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

特に、地域住民から騒音・低周波音についての意見が出されていることを踏まえ、環境保全に十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日経済産業省資源エネルギー庁長官）を踏まえるとともに、地域特性に十分配慮すること。
- (2) 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」については、主務省令を参考にして、環境影響評価項目の選定を行うに必要な情報を最新の文献等に基づき評価書に追加、整理すること。
- (3) 環境影響評価項目及び調査手法の選定については、主務省令に基づくとともに、その選定した理由及び選定しなかった理由を評価書に具体的に記載すること。

その際、本図書では評価項目として選定されていない生態系、シャドーフリッカー、工事の実施を影響要因とする大気環境や水環境等について十分留意すること。

(4) 運転開始時期を評価書に記載すること。また、環境影響評価の実施後、本事業の着手までに相当の期間が経過する場合には、社会的・経済的な情勢の変化や対象事業実施区域周辺の環境の状況の変化等を踏まえ、あらかじめ、必要に応じて補足調査を実施するなど環境の保全について適切に配慮すること。

(5) 事業計画や環境調査、工事内容等に関する情報については、地域住民や能代市に対し、積極的に情報公開や説明を行うこと。

また、地元自治会への説明会において、住民から騒音・低周波音による健康影響等について不安である旨の意見が述べられていることなどに十分に配慮し、地域住民や能代市の理解を得るよう努めること。

2 個別的事項

(1) 対象事業の目的等

- ① 対象事業の目的について、「事業の背景、経緯及び必要性」及び「対象事業の内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯及びその内容」を評価書に、本事業に係る内容としてできる限り具体的に記載すること。
- ② 取付道路、土捨場、所内変電所、運転制御管理事務所等の付帯施設や事業の実施に伴い拡幅等する道路がある場合には、評価書にその位置、構造等を示すこと。
- ③ 本事業に係る土地利用計画、事業の実施に伴い改変される範囲の形状や面積等を評価書に具体的に示すこと。
- ④ 工事に関する事項については、工事用資機材の運搬ルート、使用する車両や重機、付帯施設等の工事等も含め、評価書にできる限り詳細に記載すること。

(2) 大気環境・水環境・その他の環境

- ① 工事の実施を影響要因とする大気質、騒音、振動、水質及び底質に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。
- ② 騒音・低周波音の調査・予測地点について、学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の情報を整理し、調査・予測地点として追加選定す

るか検討すること。

- ③ 騒音・低周波音については、現況からの増分についても適切に評価し、保全措置の検討の経緯、検証結果を評価書に具体的に記載すること。その際には、環境影響が最大限回避・低減されているか示すこと。
- ④ 騒音・低周波音の事後調査について、必要に応じて実施することとしているが、どのような場合に事後調査を実施するのか評価書に具体的に記載すること。また、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針及び事後調査結果の公表の方法についても記載すること。
- ⑤ 土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする地形及び地質、風車の影に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

(3) 動物・植物・生態系

- ① 工事の実施を影響要因とする動物、植物及び生態系への環境影響並びに土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする植物及び生態系への環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。
- ② 既存資料を用いて現存植生図を作成しているが、更に新しい情報として、第6回・第7回自然環境保全基礎調査による1/25000の現存植生図が、「自然環境保全基礎調査 植生情報提供」Webサイトから閲覧・入手できる。現時点での最新情報を用いて植生図を作成し、評価書に記載すること。
- ③ 対象事業実施区域及びその周辺はいずれも人為的な環境（田圃）にあることから、植物は環境影響評価の項目に選定されていない。また、鳥類以外の動物については既存文献のみの調査となっている。しかし、現存植生図等によれば対象事業実施区域の周辺には、スギ等の植林地や広葉樹等の樹林環境も存在しており、事業の影響が及ぶ範囲の環境が田圃のみとは限らない。この状況を踏まえた上で、改めて鳥類以外の動物の現地調査及び植物の影響評価項目としての選定の必要性について検討し、その結果や判断の根拠を評価書に記載すること。
- ④ 動物の調査地域及び予測地域の範囲の設定に当たっては、対象事業実施区域からの影響が及ぶことが想定される距離などの具体的な根拠に基づき決定すること。また、その根拠を評価書に記載すること。植物を環境影響評価項目に選定す

る場合も、同様の考え方とすること。

- ⑤ 事業の実施に伴い改変される範囲の形状や面積等について事業計画を基に具体的に示すとともに、周辺に残存する改変範囲と同様の生息環境や植生等の状況についても明記するなど、動物の予測結果の根拠を具体的に評価書に記載すること。植物を環境影響評価項目に選定する場合も、同様の考え方とすること。
- ⑥ 土地の改変に伴う水の濁りの発生が想定される場合には、影響が及ぶ範囲の水域において水生動物の調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ⑦ 鳥類とともに風車への衝突が懸念される動物としてコウモリ類が挙げられる。コウモリ類の予測及び評価は文献調査の結果により行っているが、対象事業実施区域及びその周辺における生息状況や利用状況等の情報が不足している。そのため、コウモリ類に関する現地調査を適切な時期に実施した上で予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。また、鳥類及びコウモリ類の風車への衝突等が生じる可能性がある場合には、影響の回避及び低減のための保全措置をとともに、専門家等の助言を受けて適切な事後調査を実施すること。
- ⑧ 調査、予測及び評価に当たっては、鳥類以外についても必要に応じて専門家等から助言を受けること。

(4) 景観

- ① 景観については、可視領域図の作成等の客観的な根拠に基づき適切な調査及び予測地域を設定した上で、近景、中景及び遠景について予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ② 本事業は、「秋田県の景観を守る条例」（平成5年3月30日 条例第11号）の対象には該当しないとの記述があるが、一般県道143号の沿線に立地する2基については県道から200m以内の距離であり高さも30mを越えることから届出の対象となる。色彩等については条例の規定に沿ったものとし、所定の手続きを行うこと。なお、景観に配慮した色彩にするとともに、バードストライクを防止するためには風車のブレード等を鳥類が認識できるような配色とするなどの配慮も必要となる。これらの対策について、具体的に評価書に記載すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

(6) 廃棄物等

工事の実施を影響要因とする産業廃棄物及び残土に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

(7) その他

事後調査により判明した環境影響又は環境に係る住民等からの苦情等に対する対応方針について、評価書に詳細に記載すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 川村、堀田井

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881